

規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―二一六

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二一）の一部を次のように改正する。

別表第一二の表中「副課長」を「副課長

地域機関の局長（総合リハビリテーションセン

ターの局長に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。